# 資治通鑑卷八十二晉紀四

#### はじめに

を模索するためのサンプルとして作ったものです。 本文書は、 XHMFX で花園明朝フォントを使って縦書きをする方法

十二(晉紀四)のデータ起こしです。 いる『続国訳漢文大成經子史部第五卷』 \*1 本文書の内容は、国立国会図書館デジタルコレクションで公開されて のうち、 『資治通鑑』卷八

ます。注番号は元の番号と異なります。 が個人的に作成したもの)やリンクを挿入した箇所があります。さらに 原注 \*2 とは区別した形式で、私的な備忘録 \*3 を注として追加してい ただし、改行などの体裁は変更しています。また、テスト用に図 (私

でお気軽に御連絡ください。 お気づきの点やその他のコメントなどは、 Twitter で @pi\_\_yo\_\_ko

<sup>\*1</sup> インターネット公開(保護期間満了)コンテンツです。

<sup>\*\*</sup> 原注はこの形式です。

私的な備忘録はこの形式です。

# 世祖武皇帝下世祖武皇帝下

## 二八九年・三匹

太康十年 、夏四月、太廟成る。乙巳 、給祭 す。大赦す。たいかうじふねん #1 なっしぐわっ たいべうな いっし \*2 かふさい #3 たいしゃ

鮮卑の都督に拜す。應、せんびととくはいいくわい て入る。人、其の故を問ふ。腹曰はく、 て門に到る。龕、兵を嚴して以て之を見る。 廆乃 ち改めて戎衣を服しもん いた かん へい げん もつ これ み くわいすなは あらた じうい ふく 慕容廆、使を遣はし・降らんと請ふ。五月 、 詔ょょうくわい っかひ っか くだ こ ごぐやっ きことのり 何龕に謁見す。士大夫の禮を以て、巾衣 #5かかん えつけん したいふ れい もつ きんい #5 して、廆を

『主人、禮を以て客を待たず。客、何をか爲さんや』

と。龕、之を聞き、 甚 だ慙ぢ "、深く之を敬異す。時に鮮卑の宇文氏 段氏、方に彊く、數、應を侵掠す。應、辭を卑くし幣を厚くして以だれし、まさ、つよ、しばしばくわい しんりゃく くわい じ ひく へい あつ もつ

<sup>#1</sup> 西紀二八九年なり。

一日・乙巳は、二八九年五月十七日。 \*2 太康十年四月は、二八九年五月七日から二八九年六月五日まで。太康十年四月十

太祖に合食する也。 \*\*\* 大合祭なり。毀廟の主を、太祖に陳し、未だ廟を毀たざるの主をも、

<sup>\*4</sup> 太康十年五月は、二八九年六月六日から七月四日まで。

<sup>#5</sup> 魏晉間、士大夫、尊貴に謁見するに、巾褠を著するを以て禮と爲す。 構は單衣な

て四夷の客を見る、 #6 胡三省曰はく、 未だ過と爲さざるなり。何ぞ必ずしも以て慙と爲さんやと。 降を受くるは敵を受くるが如くし。邊に居るの帥、兵を嚴して以

廆、遼東の僻遠なるを以て、徙りて徒河 の青山に居る。 くわい れうとう へきゑん もっ うっ と か #2 せいざん を て之に事ふ。段國單于階、女を以て廆に妻す \*1。これ、つか、 だんこくぜん うかい ちょ もつ くわい めあは #1。 跳・仁・昭を生む。

り、 人、之を賀する者有り。 勗 曰はく、ひと これ が ものあ きょくい 善く人主の意を伺ふ。是を以て能く其の寵を固くす。久しく中書に在ょ じんしゅ い うかが これ もつ ょ そ ちょう かた ひさ ちうしよ あ 十一月丙辰\*5、尚書令濟北の成侯荀勗・卒す。勗、才思有り、じふいちぐわつへいしん\*5、 しゃうしょれいせいほく せいこうじゅんきょく しゅつ きょく さいしゅ 専ら機事を管る。尚書に遷るに及びて、甚だ罔帳 たり。もつば き じ っかさど しゃうしょ うつ およ はなは まうちゃう #6

『我が鳳皇池を奪ふ。諸君何ぞ賀するや』

يا

爲<sup>な</sup>し、 忌み、之を排出す。甲申 \*7、 亮を以て侍中・大司馬・假 黄 鉞大都督とい これ はいする かふじん \*7、 りゃう もっ じちう たいしば かくわうゑつたいととく 意を聲色に極め、遂に・疾を成すに至る。楊駿、汝南王亮をい せいしょく きは っぴ やまひ な いた やうしゅん じょなんわうりゃう 豫州の諸軍事を督し、許昌に治せしめ、南陽王柬を徙して秦王とょしう。しょぐんじ、とく、、きょしゃう、ちなんやうわうかん、うつ、 しんわう

<sup>#1</sup> 慕容氏・段氏、遂に婚姻の國と爲る。

縣の名。故城は今の奉天省遼瀋道錦縣の西北にあり、青山はその地の山の名なり

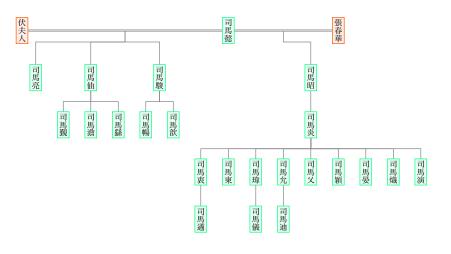
太康十年十月は、二八九年十月三十一日から二八九年十一月二十九日まで。

明堂・南郊より五帝の座を除くこと、七十九卷泰始二年に見ゆ。

日・丙辰なら二八九年十一月二十四日。 \*5 太康十年十一月に丙辰が見当たらないような……。 ちなみに太康十年十月二十五

志を失ひ恨望する貌。

太康十年十一月二十三日・甲申は、二八九年十二月二十二日。



澹を東武公と爲し、繇を東安公と爲す。覲は伷の子なり。たんとうぶこうないます。とうあんこうないまんたちっこ 代王と爲し、皇孫遹を廣陵王と爲す。又、淮南王の子迪を封じて漢王だいわう な くわうそんいつ くわうりょうわう な また わいなんわう こてき ほう かんわう 督せしめ、並に節を假して。國に之かしむ。皇子乂を立てて長沙王とく ならび せつ か ちゅうされり 事を都督せしめ、濮陽王允を淮南王と爲し、 爲し、關中の諸軍事を都督せしめ、始平王瑋を楚王と爲し、
は、いれたらのしよぐんじ ととく と爲し、頴を成都王と爲し、晏を吳王と爲し、熾を豫章王と爲し、演をなり、私とはいとわらりなり、ない、これのこれと、は、これでうれらいない。えん 暢の弟 歌を新野公 と爲す。暢は駿の子なり。琅邪王覲の ちゃう おとうときん しんゃこう #3 な ちゃう しゅん こ らうゃ やうきん 揚江二州 の諸軍事を都 期州の諸軍 に はいしう しよぐん

闇中に入りて曰はく、 初め帝、才人 謝玖を以て太子に賜ふ。 皇孫遹を生む。宮中、嘗てはじ てい さいじん #4 しゃきう もっ たいし たま くわうそんいつ う きうちう かっ 火を失す。帝、樓に登りて之を望む。遹、年五歲。帝の裾を牽きてひ、しつ、てい、ろうのぼ、これのぞ、いつとしごさいてい、すそ、ひ

『暮夜倉猝なり。宜しく非常に備ふべし。人主を照見せしむぼゃさうそつ よろ ひじゃう そな じんしゅ せうけん

可からず』

江二の二字は衍ならんか。 ・安成・武昌、合はせて十郡を割きて江州を置く。此の時未だ江州有らず、 疑ふらくは 荊州の桂陽

に軍令を犯す者を殺すを得。 殺すを得。持節は官位無き人を殺す、若し軍事には使持節と同じ。假節は惟だ軍事のみ \*2 晉の制、都督諸軍事に使持節あり、持節あり、假節あり。使持節は二千石以下を

<sup>\*3</sup> 晉の制、宗室の、郡公に封ぜらるる者は、制度、 小國の王の如し。

人・中才人あり、爵、千石以下に 視ふ。女官の位、美人に次ぐ。晉の武帝、漢魏の制を采り、 Š 三夫人・九嬪の下に、

と。帝、是に由りて之を奇とす。嘗て羣臣に對し、

## 『遹、宣帝に似たり』

を用ひ、太子の母弟柬・瑋・允を以て、分ちて要害 を鎭せしむ。又 もち たいし ぼていかん ね いん もっ わか えうがい #2 ちん また 清素なるを以て、命じて高陵王\*の傅と爲す。

はいそ
・・っ
・・っ
・・っ
・・っ
・・っ らしむ。帝、皇孫遹の爲めに、高く僚佐を選び、散騎常侍劉寔が志行らしむ。帝、皇孫遹の爲めに、高く僚佐を選び、散騎常侍劉寔が志行しなり こりうしょく しゅう 、楊氏の偪らんことを恐れ、復た佑を以て北軍中候と爲し、禁兵を典やらし、世ましましましま。 まきいら もっ ほくぐんちうこう なし きんぺい っかさど れども適の明慧なるを恃む。故に廢立の心無し。復た王佑の謀いのいののははいののないののといっ めいけい たの しゅる はいりふ こころな ましゃりいう 集1 はかりごと と稱す。故に天下、咸、之に歸仰す。帝、太子の不才なるを知る。然しよう しゅ てんか みな これ きぎゃう てい たいし ふさい

ち之を通ずるを得しめ・一官缺くるときは則ち人の讓る所と爲ること
これ、つう 官に除せられ謝章を通ずる者をして・必ず賢を推し能に讓りて・乃くれん ちょ しゃしゃう つう もの かなら けん お のう ゆづ すなは 寔、時俗・進趣を喜み廉讓少きを以て、(嘗テ崇讓論ヲ著シ)初めて しょく じぞく しんしゅ この れんじゃうすくな もっ

此の時に當りてや、能く身を退け己を脩むるときは、こときあた。 きは則ち優劣分ち難く、時讓るときは則ち賢智顯れ出づ。

はは、いうれつわか がた ときゆづ すなは けんちゅらは い 『人情、爭ふときは則ち己の如かざる所を毀らんと欲しにんじゃう あらそ すなは おのれ し ところ そし ほっ 譲るときは則ち競うて己に勝れるを推す。故に世爭ふとゅっ

<sup>#1</sup> 王濟の弟なり。羊祜と竝に文帝に事ふ、帝これを寵任す。

変・荆・揚の地をいふ。

<sup>\*3</sup> 直前の段落には「皇孫遹を廣陵王と爲す。 」とあるので、 どちらかが誤記なの

之に讓る者多し。貧賤を守らんと欲すと雖も、得可からざるこれ ゅづ ものおほ ひんせん まも ほつ いくど うべ ほ却行して而も前まんことを求むるがごときなり』 きゃくかっ しか すす

کی

淮南の相劉頌・上疏して曰はく、

ごとし。迅流を横截せずと雖も、然れども當に漸靡 \*1して 自ら宜しく漸く清肅に就くべし。譬へば猶ほ舟を行るがキャロづか ょぇ やうや せいしゅく っ 時の宜しきなり。然れども世を矯め弊を救ふに至りては、とき、よう 社稷の計を爲すは、親賢を封建するに若くは莫しと。然れどしゃしょく けい な しんけん ほうけん ぜざる有らしめば、其の憂責、猶ほ陛下に在らん。臣聞く、 泰始より以來、將に三十年ならんとす。 凡そ諸の事業たいし いらい まさ さんじふねん り、未だ一旦に 直 縄を以て下を御す可からずと。此れ 誠に、 いま いったん ちょくじょう もっ しも ぎょ べ 『陛下、以へらく、法禁 寬 縱なること、之を積むこと素有へいか おも はふきんくわんじう これ っ そ ぁ 既往よりも茂ならず。陛下の明聖を以て、猶ほ未だ叔世
きわう きかん ここん ないましゅくせい 慮 無からざらんや。夫の異時をして、大業或は安ん
ぉもんぱかりな たいげふあるひ やす の敝に反して、以て始初の隆を成し、之を後世に傳へずへいはんないである。してよりのないこれであせいのた

次第になびき從ふこと。水の勢に因りて漸靡して舟を行るをいふ。

帝、禪を受けて泰始と改元せしより、是に至るまで、二十五年。

末世なり。

能く易。に居り要を執り、功罪を成敗の後に論ずれば、則は、い。とを、えず、と、こうざい、せいはい、のち、ろん、こうない。 難きなり。成敗に因りて以て功罪を分つは、 甚 だ・識り易きがた せいはい ょ もっ こうざい わか はなは し やす 。是を以て、聖王の化は、要を己に執り、務を下に委ぬ。 ここ もっ せいわう くわ こえう おのれ と こっとめ しも ゆだ ば、其の身を誅放すれども、而も國祚泯びず。漢の諸侯 ち羣下、其の誅賞を逃るる所無し。古は六卿\*3、 なり。今、陛下、每に始を造すに精しくして、終を考するいま へいか つね はじめ な くは なり。夫れ事の始に居りて以て能否を別つは、 甚だ・察しょ きょう しょう しょう はない はない せい 勞を惡みて逸を好むに非ず。誠に政體宜しく然るべきを以ていっ にっ この しゅう ほこと せいたいよろ しか もっ からん。天下は至大、萬事は至衆。人君は至少、天日に同じからん。天下は至大、萬事は至衆。人君は至少、天日に同じ に達するの士と、深く共に之を籌るべし。周の諸侯、罪有れたったっし、これとも、これ、はかしらうしょこう、つみあ しめよ。其の此を齊ふること甚だ難し。陛下、宜しく古今 者をして、其の力、以て京邑を維帶するに足らしむ可し。若もの
ををあるからのもののけいいふののためのである。 も宜しく審かに事埶を量るべし。諸侯の・義に率つて動く」よう っまびら じせい はか しょこう ぎ したが うご く漢の敝に反し、周の舊に循ふべし。則ち下固くして上安かん(い)はんしい。きのしたが、このすなは、しもかたし、かみやす し禍心を包藏せば、其の、埶、獨り以て爲す有るに足らざら、<れしん、はうぎう た にきほひ ひと もつ な ぁ た

立つるの類の如し。 齊の哀公を烹て、 而も其の弟靜を立て、宣王、魯侯伯御を誅して而も孝公を

<sup>2</sup> 1 1 2 0 0

を六卿と爲す、 天官冢宰・地官司徒・春官宗伯 而して冢宰これを總ぶ。 夏官司馬 秋官司寇・ 冬官司空、 是れ

責む。 分ち、冢宰を師と爲す。秦漢已來、九列、事を執り、丞相 聖王は、碎密の案を善しとせずして、必ず凶猾の奏をせいわう さいみつ まん ょ みて以て微罪を羅し、奏劾をして相接せしむ。狀、公を盡いすの、びざい、ら、、そうがい、、あひせつ、じじか、こう、つく るに由る。而して又、 綱をば振はずして、微過をば必ず擧ぐ。蓋し豪彊を畏避すタゥ ー ^\$ でくゎ \_ ゕなら ぁ \_ ゖだ がウョキやウ - ぬ ひ 野、立人 無からん。近世以來、監司 たる者、類ね大や りつじん #3 な きんせいいらい かんし #4 もの おほむ たい ず有る所なり。而して悉く糾すに法を以てせば、則ち朝ぁ ところ しか ことごと ただ はふ もつ すなは てう んのみ。斯れ亦可なり。今、動くに皆成を上に受く。上の失 相の爲の若くす可し。歲終に、功を課し簿を校し、賞罰せしゃう しゃざ ごと べ さいしう こう くわ ぼ かう しゃうばつ を事らにするを得しめ・尚書は大綱を統領すること・丞しょうには、これのこと。 できのは こうりゃう 於て、太だ重しと爲す。衆事を出して外寺。に付し・之キピ はなば ぱも な しうじ いだ ぐわいじ 集 に付し・之 すに似たれども、法を撓ますこと其の中に在り。 、責むる所を知らざるなり。夫れ細過謬妄は、人情の必 ふ所、復た以て下を罪するを得ず。歳終に、事功建たざるもしところ ましもつ しも つみ しょ さいしう じこうた ・都總す。今、尚書・制斷し、諸卿、成を奉ず \*1。古制にとそう いま しゃうしょ せいだん しょけい せい ほう #1。 こせい 則ち政を害するの姦、自然に禽にせらる。夫れ創すなは、まつりごと、がい かん しぜん とりこ 職事の曠しきを懼れ、則ち密網を謹しよくじ むな おそ すなは みつまう っつし 是を以て、

<sup>#</sup> 1 漢の光武以來、 吏事を以て尚書を責め、 事、 臺閣に歸し、諸卿は成を奉ずるのみ

諸卿の官廳。寺は官廳をいふ。

<sup>\*\*\*</sup> 晉書劉頌傳には全人に作る。

御史臺の官及び諸州の刺史は皆監司なり。

繁瑣微密。

業の動は、教を立て制を定むるに在り。遺風をして人心を繋げるくんしょう。たっせいった

ぎ、餘烈をして幼弱を匡さしむ。後世、之に憑れば、昏しょれっ。 そうじゃく ただ こうせい これ よ

と雖も猶ほ明かなるがごとく、愚なりと雖も智なるが若いなど。なってきら

至るまで、凡そ諸のおよりななが、 の作役は、恒に・太だ過ぐるを傷む。擧っ さくえき いね はなば す いた あが

る所の者なり。今、須たざる所を勤め、以て憑る所を傷る らざるを患へず。此れ將來、陛下を須たずして 自 ら能くす

は、竊に以て過てりと爲す』
ひそか もっ あやま な

と。帝、皆、用ふる能はず。

施を好み、 之 に 歸す。 記さとのり して、劉淵を以て匈奴北部の都尉と爲す。淵、 心を傾け物に接す。 五部の豪桀、 幽冀の名儒、 多く往きて 財を輕んじ

奚軻 #3 の男女十萬口、來り降る。

後嗣昏愚なりと雖も、 據依する所あり、 其治猶ほ明

時に匈奴五部の帥を改めて五部都尉と爲す。

夷種なり。

## 二九〇年・庚戌

永熙元年 春正月辛酉朔、太熙と改元す。

己巳\*4、王渾を以て司徒と爲す。

位を遜る。 詔、 失多し。楊駿、瓘を惡み、之を逐はんと欲す。 乃ち 黄門と謀り、共しつおほ やうしゅん くわん にく これ お ほつ すなは くわうもん はか とも に宣を毀り、武帝に勸めて公主を奪はしむ。瓘慚ぢ懼れ、老を告げてせんをし、 ぶてい すす こうしゅ うば 司空侍中尚書令衞瓘の子宣、繁昌公主に尚す。宣、酒を嗜み、過しくうじちうしゃうしよれいゑいくわん こせん はんしゃうこうしゅ しゃう せん さけ たしな くわ して、瓘の位を太保に進め、公を以て第に就かり、、いながないない。

しむ。

劇陽の康子魏舒・薨ず。

三月甲子。、右光祿大夫石鑒を以て司空と爲す。さんぐわつかふしょ6、いうくわうろくたいふせきかん。もつ しくう な

諱は衷、字は正度、武帝の第二子なり。

月、帝崩じて惠帝立つや、更に改元して永熙といへるなり。 西紀二九〇年なり。ここに記するが如く、正月朔、武帝は太熙と改元せるを、

太熙元年一月一日・辛酉は、二九〇年一月二十八日。

<sup>\*4</sup> 太熙元年一月九日・己巳は、二九〇年二月五日。

<sup>#5</sup> 瓘は、菑陽公に封ぜらる。

<sup>。</sup>太熙元年三月五日・甲子は、二九〇年四月一日。

小しく間え、其の新に用ふる所の者を見、 因つて 輒ち私意を以て、要近 を改易し、其の心腹を樹つ。會、帝、ょ すなは しい もっ えうきん #1 かいえき そ しんぷく た たまたまてい 將軍楊駿、獨り疾に禁中に侍す。大臣、しゃうぐんやうしゅん ひと ゃまひ きんちゅう じ だいじん 疾篤し。未だ顧命有らず。勳舊の臣、多く已に物故す。侍中車騎やまひあつ いま こめいあ くんきう しん おほ すで ぶつこ じょうしゃき 色を正しうして駿に謂つているただ 皆、左右に在るを得ず。 駿みな さいう あ え しゅん

# 『何ぞ便ち爾るを得る』

ک 觀, しめ、 數人を擇びて之を佐けしめんと欲す。 駿、中書より
まうにん えら これ たす ほつ しゅん ちうしょ で 終に・與へず。會と帝復た迷亂す。皇后、 得て便ち藏め去る。中書監華廙・恐懼し、ぇ すなは をさ さ ちうしよかんくわい きょうく 時に汝南王亮 、尚ほ未だ發せず。とき じょなんわうりゃう \*2、ないまはつ 売を以て駿と同じく 、政を輔けしめ、又、朝士の・聞望有る者
まつりごと たす また てうし ぶんぽうあ もの 乃ち中書をして 自ら往きて之を索む。 り韶・ を借りて之を みことのり みことのり を作ら

# 『駿を以て政を輔けしめん』

子太傅・都督中外諸軍事・侍中・錄尚書事と爲す。 したいふ ととくちうぐわいしょぐんじ じちう ろくしゃうしょじ な を召し、口づから帝の旨を宣べ、詔・ と奏す。帝、之を頷く。夏四月辛丑\*、皇后、華廙及び中書令何劭をう てい これ うなづ なつしぐわつしんちう 、 もうごう くわいおよ ちうしょれいかせう 邵に對し以て帝に呈す。 帝、視て言無し。廙は歆の孫、劭は曾の子なりていみ
げんない
きんまごせらしそうこ を作らしめ、 韶成り、后、 駿を以て太尉・太いる たいる たい

重要親近の官職に在る人。

<sup>\*\*\*</sup> 去年、亮をして出でて豫州を督せしむ。

太熙元年四月十二日・辛丑は、二九〇年五月八日。

華歆は漢魏の間に仕へ、何曾は魏晉の間に仕へ、

遂に汝南王亮を趣して鎭に赴かしむ。帝尋いで小しく間え、っひ じょなんやうりゃう うなが ちん おもむ ていっ すこ い

『汝南王來れりや未だしや』

と問ふ。左右、

『未だ至らず』

を人に失はず。 と言ふ。帝遂に困篤 し、己酉 、含章殿 に崩ず。 にい ていつひ こんとく #1 し、己酉 \*2 、 がんしゃうでん #3 に ほう (年五十五) 帝

后と曰ひ、妃賈氏を立てて皇后と爲す。こう い ひかし た くわうごう な 太子、皇帝の位に即き、大赦し、改元し 、皇后を尊びて皇太 kul くわうてい くらる っ たいしゃ かいげん #5 くわうごう たつと くわうたい

解す。而るに駿、殿を下らず、虎賁 百人を以て自ら衞る。 楊駿入りて太極殿。に居る。梓宮將に殯せんとし、、六宮出でてやうしゅんい たいきょくでん #6 を しきうまさ ひん

石鑒と中護軍張劭とに認して、山陵を作るを監せしむ。せきかん ちうご ぐんちゃうせう みことのり さんりょう っく かん

<sup>#1</sup> 病危篤となる也。

太熙元年四月二十日・己酉は、二九〇年五月十六日。

蓋し皇后宮中に在り。

器宇度量。

太熙を改めて永熙と爲すなり。

前殿なり。

<sup>,</sup>時に梓宮蓋し含章殿より徙りて太極殿に殯するなり。

とを求む。 に哭し "1、出でて城外に營し、表して・葬を過ぎて(鎭二)行かんここと #1、 い じゃうぐわい えい へう さう す 汝南王亮、駿を畏れ、敢へて(宮ニ入リテ)喪に臨まず。大司馬門外じよなんわうりゃう しゅん おそ ぁ

『亮、兵を擧げて駿を討たんと欲す』 りゃう へい ぁ しゅん う ほつ

と告ぐる者或り。駿大いに懼れ、太后に白し、帝をして手詔を爲らしめっ
・ ものあ しゅんおお おそ たいこう まを てい しゅせう っく 即ち所領を帥ゐ、鑒を趣して速かに發せんとす。鑒、以て然らずすなはしよりやうのきしかん。うなが、すみやしはつ 石鑒・張劭に與へ、陵兵を帥ゐて亮を討たしむ。劭は駿の甥なりせきかん ちゃうせう あた りょうへい ひき りゃう う

て、人の討つを畏るるや』 『今、朝野、皆、心を公に歸す。公、(何ゾ)人を討たずしいま てうや みな こころ こう き こう

駿從はず。濟、尚書左丞傅咸に謂つて曰く、 り。駿の弟濟及び甥河南の尹李斌、皆、駿に勸めて亮を留めしむ。 亮、敢へて發せず。夜馳せて許昌に赴く。 乃ち発るるを得たりゃう ゅ はつ よるは きよしゃう おもむ すなは まぬか ぇ

庶幾はくは全うす可からん』 こひねが きった べ 『家兄、若し大司馬を徴し、身を退けて之を避けば、かけい も たいしば ちょう み しりぞ これ さ 門見

と。咸日はく、

て哭せざりしなり。君父の喪を門外に哭するは禮にあらざるなり。 **#1** 亮は未だ鎮に行かずして、府中に留まり居たりしが、 駿を畏れて敢へて宮に入り

**亮が兵を擧げざるを保證して、亮を討つの兵を持して發せざる也。** 

『宗室・外戚は、 相恃みて安と爲す。但だ大司馬を召して還のしたののあれないた。たれたは、めのかへ

らしめ、共に至公を崇びて以て政を輔けば、避くるを爲いしめ、共に至公を崇びて以て政を輔けば、避くるを爲

す無きなり』

と。濟、又、侍中石崇をして、 駿を見て之を言はしむ。 駿 從 はず。

五月辛未\*1、武帝を峻陽陵 に葬る。 ご ぐわつしんび \*1、 ぶてい しゅんやうりょう はうむ

に書を與へて曰く、 ・普く封爵を進め・以て媚を衆に求めんと欲す。左軍將軍傅祗、駿のまれ、ほうしゃく、すす しゅっこび しう もと ほつ さぐんしゃうぐんふし しゅん 楊駿、 自ら・素より美望無きを知り、魏の明帝の卽位の故事に依りゃうしゅん みづか もと びぼうな し ぎ めいてい そくみ こじ よ

『未だ帝王始めて崩じて、臣下、功を論ずる者有らざるなりいま」ていやうはじ、「ほう」しんか、こう」ろん、「ものあ

\_

更ん ځ 騎侍郎何攀、共に上奏して以爲はく、\*\*\* じょうかはん とも じゃうそう 皆、位一等を増し、喪事に預る者は二等を増し、二千石已上は、 關中侯 に封じ、租調を復すること一年。散騎常侍 石崇・散くわんちうこう #4 ほう そてう ふく いちねん さんきじゃうじ #5 せきしう さん 駿從はず。祗は嘏の子なり。丙子、認して、中外の羣しゅんしたがにかかます。

五月が入る。 \*1 永熙元年五月十三日・辛未は、二九〇年六月七日。 なおこの年は、 五月の後に閏

<sup>#3</sup> 傅嘏。魏に仕へて嘉平・正元の間に顯る。

<sup>\*\*\*</sup> 永熙元年五月十八日・丙子は、二九〇年六月十二日。

<sup>\*</sup> 關內侯の下に位す。共に爵名ありて封土なきものなり。

常に侍中に作るべし。

が吳を平げしの功よりも優るは、輕重稱はず。且つ大晉、世 るもの莫からん』 べし。若し 爵有り 必ず進めば、則ち數世の後、公侯に非ざ をトすること窮り無し。今の・制を開くこと、當に後に垂るぽく して賞を班ち爵を行ふこと、泰始の革命の初め及び諸將 位を東宮に正すこと、二十餘年、今、大業を承く。而くらるとうきうただにじふょねんいまたいげふりいいかい

と。從はず。

政され 察する有らば、言豈に多きに在らんや』 審かに進退の宜しきを思ふべし。荷くも以て其の忠款をつまびら しんたい よろ おも いやし もつ そ ちうくわん 流言を致せり。 況んや聖上の春秋、成王の年に非ざるをタラげん いた ぱっぱん せいじゃう しゅんじう せいわう とし あら 『諒闇行はれざること久し。今、聖上謙冲にして、りゃうあんだこな を公に委ぬ。而して天下、以て善と爲さず。懼らくは明と、こう、ゅだ、、しか、、てんか、もつ、ぜん、な、、おそ、、めい

漢の文帝のとき喪を輕くするの詔有りしより、諒闇三年の制行はれざること久し

帝 周の成王幼冲にして、周公、政を攝するや、 泰始二年。 皇太子と爲る。 時に年九歳。 是に至りて三十二歳なり。 四國流言せり。

೬ 駿從はず。咸數、諫む。 駿漸く平かならず。 咸を出して郡守と しゅんしたが かんしばしばいさ しゅんそうや たひら

爲さんと欲す。李斌曰はく、

『正人を斥逐せば、將に人望を失はんとす』
せいじん せきちく まさ じんばう うしな

と。乃ち止む。楊濟、咸に書を遺りて曰はく、

『諺に云はく、

「子を生みて癡ならば、官事を了せん \*1」

と。官事は未だ了し易からざるなり。頭を破らんことを想

慮す \*2 。故に 具 に白す有り』

と。咸、復書して曰はく、

『衛公、言へる有り、

「酒色、人を殺すこと、直を作すよりも甚だししゅしょく、ひと、ころ

逆め・直を以て禍を致さんことを畏るるは、此れ心正

のらかじ ちょく もっ れぎはひ いた と。酒色に坐して死するも、人、悔ゆるを爲さず。而るにしゅいよくで、これでしまった。

らざるふりをなすべきを言ふ。 官事を處するには餘りに明察なるべからず、稍癡愚なるが如くして、知れども知

<sup>#2</sup> 咸が直言を以て禍を致さんことを慮る也。

安んぞ悾悾 として忠益して、返つて怨疾せらるる有らんいづく こうこう もうえき かへ ゑんしつ るを矯めて正しきに過ぎ、或は忠篤ならず、亢厲を以て聲 るのみ #1。 古より、直を以て \*2 を爲さんと欲するに由るべし。故に忿を致すなるのみ。 一禍を致す者は、當に枉れればはひいたもの まさまが

P

೬

禁兵を典らしむ。凡そ詔命有れば、帝・省し訖り、入りて太后に呈しきんべい つかさど およ せうめいあ てい せい をは い たいこう てい 、然る後之を行ふ。 楊駿、賈后の險悍にして權略多きを以て、之を忌む。故に其の甥段やうしゅん かこう けんかん けんりゃくおほ もつ これ い ゆる そ せいだん

駿、 政を爲す、嚴碎專愎なり。中外多く之を惡む。 馮娜の太守しゅん まつりごと な げんさいせんぶく ちうぐわいおほ これ にく ひようよく たいしゅ 駿に謂つて日はく、

共に萬機に參ぜず、內には猜忌を懷き、外には私昵を樹つ。とも
ばんき
さん
の方
の
さいき
いだ
の
そと
し
だっ
た を以て之に處るべし。今、宗室彊盛なるに、而も公、與にもっこれをいまをうしつきゃうせい 公う 外戚を以て、伊霍 の任に居る。當に至公誠信謙順 ばれいせき もつ いくわく #4 の任に居る。當に至公誠信謙順

<sup>#1</sup> 詩に日はく、 特に苟且を以て身を保つの計と爲すのみなるを言ふ。 旣に明且つ哲、 以て其の身を保つと。此れ、 世人の直言する能はず

<sup>2</sup> 名聲。

誠慤なる貌。

伊尹・霍光

禍 至ること日無からん』 かな

と。 駿 從 はず。 楚は資 \*1 の孫なり。

他人、皆、之が爲めに懼る。欽曰はく、
たにん、みな、これ、た おそ きんい 弘訓の少府 期 欽は、駿の姑の子なり、數、直言を以て 駿を犯すこうくん せうふ #2 くわいきん しゅん こ こ しばしばちょくげん もつ しゅん をか

りに殺す可からず。我を疎んずるに過ぎじ。我、疎んぜらる 『楊文長 は闇しと雖も、猶ほ人の・罪無きを知る。妄ゃうぶんちゃう ょくら いくど な ひと うみな し みだ

られん』

೬

駿、匈奴の東部の人王彰を辟して司馬と爲す。彰、逃避して・しゅん きょうど とうぶ #4 ひとわうしゃう へき しば な しゃう たらへき

出でて以て之を避くとも、猶ほ禍に及ばんことを懼る。 自ら恣にす。敗るること日無からん。吾、海を踰え塞をタック ほしレッォッ やぶ ひな ひな ゎれ ゥタタ こ さい 『古より、一姓に二后あるは、未だ敗れざる有らず。況 いは く いっせい にこう いま やぶ あ いは

孫資。魏の三祖に事へて機密を掌る。

<sup>|</sup> 景皇后。弘訓宮に居り、少府を置く。

<sup>#3</sup> 楊駿。字は文長。

<sup>\*\*\*</sup> 即ち匈奴の左部なり。太原の茲氏縣に居る。

<sup>\*\*\*\*</sup> 郡の名、今の山西省の西北部の地。

ず。天下の亂るること、立ちて待つ可きなり』 嗣子、旣に負荷する克はず、遺を受くる者、復た其の人に非しし、すで、ふか、あた。 奈何ぞ其の辟に應ぜんや。且つ武帝、社稷の大計を惟はず、いかんを、へきをう

೬

て曰はく、 と爲す。太子の母謝氏を拜して淑媛と爲す。賈后、は、 はいし ははしゃし はい しゅくゑん \*2 な かこう の太常張華を少傅と爲し、衞將軍楊濟を太保と爲し、 たいじゃうちゃうくわ せうふ な こるいしゃうぐんやうせい たいはう な 子太師と爲し、衞尉裴楷を少師と爲し、吏部 尚 書王戎を太傅と爲し、前したいし、な、 ゑいゐはいかい せうし な り ぶしゃうしょわうじう たいふ な さき 秋八月壬午 \*1、廣陵王遹を立てて皇太子と爲し、中書監何劭を太

settsでわつじんご \*1、 くわうりょうわういつ た くわうたいし な ちうしょかん かせう たい 尚書和嶠を少保しやうしょわけう せうはう 常に謝氏を別室のねしゃし、べつしつ

『皇太子、淳古の風有り。而して末世は 偽 多し。恐らくくわうたいし じゅんこ ふうぁ しか まつせい いつはりおほ おそ

は陛下の家事を了せざらん』

『太子近ごろ入朝せしが、差長進せり。卿、 たいしょか にふてう ややちゃうしん けい 倶に之に詣り・ とも これ いた

粗ぼ世事に及ぶ可し』

と。既に還り、弱等並に稱す、

永熙元年八月二十六日・壬午は、二九〇年十月十六日。

<sup>#</sup> 2 九嬪の一。淑妃・淑媛・淑儀・脩華・脩容・脩儀・婕妤・容華・充華を九嬪と爲

『太子、明識雅度、誠に明詔の如し』 たいし めいしきがど まこと めいせう ごと

と。嶠日はく、

『聖質、初の如し』

と。武帝、悅ばずして起つ。帝位に卽くに及びて、嶠、ょてい、ょろこ 太子適に從つ

て入朝す。賈后、帝をして問はしめて曰はく、

『卿、昔、我を家事を了せじと謂へり。今日、

はい せかし われ か じ れう い こんにち 定めて如何』 <sup>はだ</sup> <sup>いかん</sup>

と。嶠曰はく、

『臣、昔、 先帝に事へしとき、曾て斯の言有りき。

せんてい っか かっ こ げんあ 言の・效から

あらざるば、國の福なり』

ڮ؞

冬十月辛酉・1 石鑒を以て太尉と爲し、 隴西王泰を司空と爲す。りょうせいわうたいしくうな

劉淵を以て建威將軍・匈奴五部の大都督と爲す。 りうえん もっ けんあしゃうぐん きょうどごぶ たいととく な #2。

2 淵が五部大都督と爲れるは、左國城大單于の權輿なり。 永熙元年十月六日・辛酉は、二九〇年十一月二十四日。

### 二九一年・辛亥

元康元年 、春正月乙酉朔、、永平と改元す。げんかうぐわんねん #1 はるしゃうぐわついついうきく

を脩め、將に之を廢せんとす。荀勗・馮紞・楊珧及び充華・趙粲、共を脩め、將に之を廢せんとす。荀勗・馮紞・楊珧及び充華・趙粲、共を 戟を以て孕妾に擲つ。子、刃に隨つて墯つ。武帝大に怒り、金墉城げき もつ ようせふ なげう こ そいば したが お ぶていおほい いか きんようじゃう に之を營救して日はく、 初め賈后の・太子妃たるや、嘗て妬を以て手づから數人を殺す。又、はじ、かこう たいしひ

ら當に差ゆべし』 『賈妃は年少し。妬は婦人の常情なり。かひとしわかとしないは、これでは、これでは、これでいる。 長ずるときは自

J。楊后日はく、

『賈公閣 3 は、 社稷に大勳有り。妃は親しく其の女なり。しゃじょく たいくんぁ ひ した そ ちょ

に之を恨む。 后が 己を助くるを知らず、返つて后を以て 己を武帝に構ふと爲し、更こう おのれ たす レー かへ こう もっ おのれ ぶてい かま な さら 帝位に卽くに及びて、賈后、肯て婦道を以て太后に事へずていくらね っ およ かこう あへ ふだう もっ たいこう っか

の元康と改めたるなり。 西紀二九一年なり。 楊駿、政を執り、永平と改元せしを、駿誅せられて、更にこ

<sup>\*\*\*・</sup>永平元年一月一日・乙酉は、二九一年二月十六日。

<sup>| |</sup> 賈充、字は公閭。晉の魏に代るや、充の力多きに居る。

渤海の孟觀・李肇は、 又た 政事に干預せんと欲すれども、太傅駿に抑へらる。せいじ かんよ ほつ はい たいふしゅん おさ 皆、駿の禮せざる所なり。 陰に駿を構へて云いるとかいしゅんかまいい 殿中中郎

はく、

『將に社稷を危くせんとす』
まさ、しゃしょく、あゃふ

來朝す。 とす。 をして觀 を許す。乃ち入朝せんことを求む。駿素より瑋の勇鋭なるを憚り、 りて、遂に之を聽す。二月癸酉。、瑋及び都督揚州諸軍事淮南王允・っひ、これ、ゆる。 にぐわつきいう あおよ ととくやうしうしょぐん じ わいなんわういん をして汝南王亮に報ぜしめ、(亮ヲシテ)兵を擧げて駿を討たしめんじよなんやううやうにはっ 黄門董猛、素より東宮に給事し、寺人監 たり。 亮可かず。肇、都督荆州諸軍事楚王瑋に報ず。瑋、欣然として之りゃうき てう ととくけいしうしよぐんじ そわうね はう ね きんぜん これ ・肇と與に、 駿を誅し太后を廢せんことを謀らしめ、又、肇しゅんをうたいこうはい 賈后、 密 に猛 なそか まう

討たしめ、 を以て第に就かしめ、東安公繇に命じ、殿中四百人を帥ゐて駿を きってい っ とうあんこうそう めい でんちう しひやくにん ひき しゅん すと誣ひ、中外戒嚴し、使を遣はし、 三月辛卯 \*4 、 孟觀 楚王瑋をして司馬門に屯せしめ、淮南の相劉頌を以て三公をわうる しばもん とん わいなん しゃうりうしょう もつ さんこう ・李肇、帝に啓し、夜、認を作り、 部 い 記 い り を奉じて駿を廢し、侯ののはいのころ 験しゆん · 謀反

<sup>| |</sup> 晉の制、二衞に殿中將軍・中郎・校尉・司馬を置く。

東宮の諸閹(宦官)を主る。

<sup>\*\*</sup> 永平元年二月二十日・癸酉は、二九一年四月五日

<sup>\*4</sup> 永平元年三月八日・辛卯は、二九一年四月二十三日。

験さきに臨晉侯に封ぜらる。

尚書 と爲し、殿中に屯衞せしむ。段廣 跪きて帝に言つて曰はしゃうしょ な でんちう とんゑい だんくわう ひざまづ てい い

<

くは陛下、之を審かにせよ』(ヘぃゕ これ っまびら 『楊駿は、孤公にして子無し。豈に反する理有らんや。 願<sup>ねが</sup>は

と。帝答へず。

衆官を召して之を議す。太傅の主簿朱振、駿に説きて日はく、しらくれん め これ ぎ たいふ しゅぼしゅしん しゅん と 時に駿、曹爽の故府に居る。武庫の南に在り。內に變有りと聞き、ヒキ゚ レルル、 セウセラウ こ ス を ぷこ みなみ あ ゥҕ ヘルぁ \*

后の爲めに、謀を設け、公に利あらざらん。宜しく雲龍門こう た はかりごと まう こう り に入り、姦人を取るべし。殿內震ひ懼れ、必ず斬りて之を送い、 かんじん と でんないふる おそ かなら き これ おく 門 を開き、東宮及び外營の兵を引き、皇太子を擁して宮もん#4 ひら とうきうおよ ぐわいえい へい ひ くわうたいし よう きり らん。然らずんば、以て難を 免 るる無からん』 \*3 を焼きて以て之を脅し、事を造す者の首を索め、萬春ばと を焼きていて之を脅し、事を造す者の首を索め、萬春に 『今、內に變有るは、其の趣知る可し。必ず是れ閹豎、買いま うち へんあ そ おもむきし べ かなら こ えんじゅ か

と。駿素より怯懦にして・決せず。乃ち曰はく、
しゅんもと けふだ けっぱつ すなは い

『雲龍門は、魏の明帝の造る所、功費甚だ大なり。奈何ぞっんりょうもん ぎ めいてい つく ところ こうひはなは だい いかん

漢の成帝、三公尚書を置き、斷獄を主らしむ。

<sup>#2</sup> 段廣は駿の甥なり。 廣をして近侍と爲りて以て左右の己を間するを防がしむ

然れども終に益無きなり。

洛陽宮城の正南門。

東門。

之を燒かん』

と。侍中傅祗、駿に白す、

『請ふ尚書武茂と與に宮に入り、事埶を觀察せん』

と。因つて羣僚に謂つて曰はく、

『宮中は宜しく空しくすべからず』

遂に揖して階を下る。衆皆走る。茂猶ほ坐す。 祗顧みて曰はく、しかくり

『君は天子の臣に非ずや。今、內外隔絕し、國家 の在るきみ てんし しん あら いま ないぐわいかくぜつ こくか #1 あ

所を知らず。何ぞ安坐するを得ん』

右軍將軍裴頠に遇ひ、太傅の在る所を問ふ。頠、之を紿きて曰はくいうぐんしやうぐんはいき ぁ たいふ ぁ ところ と き これ あざむ い

『向に西掖門に於て、公が素車に乗り・二人を從へて西に出 は せいえきもん おい こう そしゃ の ににん したが にし い

づるに遇へり』

と。豫曰はく、

『吾、何にか之かん』

と。顔日はく、

天子を謂ふ。

一晉に左軍・右軍・前軍・後軍あり、是れを四軍と爲す。

# 『宜しく廷尉に至るべし』

と。豫、頠の言に從ひ、遂に(兵ヲ)委てて去る。尋いで頠に詔。 ょ き げん したが っひ 豫に代りて左軍將軍を領し、萬春門に屯せしむ。ょ
かは
さいんしゃうぐん
りゃう
ばんしゅんもん
とん **顔は秀 #1 の子な** して

皇太后、帛に題して書を爲り、之を城外に射る。曰はく、くれうたいこう はく だい しょ っく これ じゃうぐわい い

り。

『太傅を救ふ者は 賞 有り』

こ。賈后因つて宣言す、

『太后同じく反す』

段廣・劉豫・武茂及び散騎常侍楊邈・中書令蔣俊・東夷校尉文鴦を收だんくわう りうょ ぶぼうおよ さんきじゃうじゃうばく ちうしょれいしゃうしゅん とういかうあぶんあう とら に逃る。就きて之を殺す。孟觀等遂に駿の弟 跳・濟・張劭・李斌・のが っ これ ころ まうくわんらつひ しゅん おとうとえう せい ちゃうせう りひん と。尋いで殿中の兵出で、駿の府を燒く。又、弩手をして閣上に於てっ。でんちうへいい しゅん ふ ゃ また どしゅ かくじゃう おい 駿の府に臨みて之を射しむ。駿の兵、皆、出づるを得ず。駿、馬廏しゅん ょ のぞ これ い しゅん へい みな い

へ、皆、三族を夷ぐ。死する者數千人。 みな さんぞく たひら し ものすうせんにん

珧、刑に臨みて、東安公繇に告げて曰はく、 タゥ ゖぃ のぞ とぅぁんこぅぇぅ っ ぃ

『表、石函に在り \*2 。 張 華に問ふ可し』

と。衆謂はく、

1 裴秀、七十八卷魏の元帝咸熙元年に見ゆ。

珧の表は、 八十卷武帝咸寧三年に見ゆ。 石函を作りて、 これを宗廟に藏す。

# 『宜しく鐘毓の例 に依り、之が爲めに申理すべし』ょう しょういく れい #1 ょ これ た しんり

して・巳まず。 故に文鴦を忌み 、以て駿の黨と爲して之を誅す。是の夜の誅賞、ゅゑ ぶんあう い #2 もっ しゅん たう な これ ちう こ よ ちうしゃう 刑 者、 刀を以て其の頭を破る。繇は諸葛誕の外孫なりたう もっ そ かうべ やぶ えう しょかったん ぐわいそん 趣して・刑を行はしむ。跳・號叫うなが けい おこな えう がうきう

『大事の後、宜しく深く權埶に遠ざかるべし』だいじ、のち、よろ、、ふか、けんせい、とほ

と。繇從はず。

壬辰\*3、天下に赦し、改元す\*。

聽す。 賈 たっ 特に太后の母高都君龐氏の命を全くし、太后に就きて居るをとくたいこうははかうとくんはうしょかいまった を矯め、後軍將軍荀 悝をして、太后を永寧宮 "に送り た こうぐんしゃうぐんじゅんくわい たいこう えいねいきう おく

を飛ばして書を繋け、將士を要募せり。同惡相濟し、 『皇太后、陰に奸謀を漸し、社稷を危くせんと圖り、箭(マトウラヒいこう ひそか かんぼう ぜん しゃしよく あやふ はか や 自 ら ら

<sup>\*\*1</sup> 七十八卷魏元帝咸熙元年に見ゆ。

<sup>#2</sup> 諸葛誕文鴦の事、七十七卷魏の高貴郷公甘露三年に見ゆ。

<sup>\*\*</sup> 元康元年三月九日・壬辰は、二九一年四月二十四日。

一元康と改元す。

<sup>\*\*</sup>魏、永寧宮を建て、太后これに居る。

天に絶つ。魯侯、文姜を絕つは、春秋の許す所なり
\*1。
てん た ろこう ぶんきゃう た しゅんじう ゆる ところ #1。

蓋し祖宗を奉じ、至公に天下に任ずるなり。陛下、已む無き

はた そそう ほう しこう てんか にん

の情を懷くと雖も、臣下、敢て詔を奉ぜざらん』

と。詔して日はく、

『此れ大事なり、更に之を詳かにせよ』 こ だいじ きら これ っまびら

と。有司又奏す、

『宜しく太后を廢して峻陽 庶人と曰ふべし』ょう たいこう はい しゅんやう 生 しょじん い

と。中書監張華・議す、

『太后、罪を先帝に得るに非ず。今、其の親しむ所に黨す。たいこう つみ せんてい う しゅ いま そ した ところ たう

聖世に母たらずと爲す。宜しく漢の・趙太后を廢して孝成后せいせい はは な よろ かん てうたいこう はい からせいこう

稱し、異宮に居き、以て始終の恩を全くすべし』しょう いきう ぉ もつ ししう おん まった

左僕射荀愷、太子少師下邳王晃等と議して曰はく、
さぼくゃじゅんがい たいしせうしか ひゃりくわうら

『皇太后、社稷を危くせんと謀る。復た先帝に配す可から くわうたいこう しゃしょく あゃふ はか ま せんてい はい べ

ざれば、天、これを絕つなり。人に若はざれば、 に立ち、夫人、齊に遜る。穀梁傳に曰はく、氏姓を言はざるは、これを貶するなり。人 \*1 文姜は魯の桓公の夫人なり。齊の襄公、桓公を殺す。文姜與かる。魯の莊公、旣 人、之を絕つなりと。

#2 武帝の陵を峻陽と曰ふに因めるなり

#3 三十五卷漢の哀帝元壽元年に見ゆ。

ず。宜しく尊號を貶し、廢して金墉城に詣らしむべし』

と。是に於て、有司・奏す、

『晃等の議に從ひ、太后を廢して庶人と爲さん』 くわうら ぎ したが たいこう はい しよじん な

と。習して可す。又奏す、

、廢せられて庶人と爲る。請ふ龐を以て廷尉に付して刑を行しまい、はい、しょじん、な、こ、はう、もつ、ている、ふ、、」はい、おこな 其の妻龐の命を原し、以て太后の心を尉めたり。今、太后を、つまはう、めい、ゆる、、もつ、たいこう、こころ、なぐさ 『楊駿、亂を造し、家屬應に誅すべかりしが、 部でとのり して、

#### はん

೬ に詣りて、妾と稱し、母の命を全くせんと請ふ。省せられず。いた
いた
せい
しょう
しば
めい
まった 部でとのり して、許さず。有司復た固く請ふ。乃ち之に從ふ。 買后がこう 董養 刑 ぱぃ

\*1、太學に遊び、堂に升り、歎じて曰はく、

國家の赦書を覽る每に、謀反の大逆をも皆赦し、祖父母父母こくか しゃしょ み ごと ぼうほん たいぎゃく みなゆる そふぼふぼ 此に至るか。天人の理旣に滅べり。大亂將に作らんとす』
ここ、はたが、てんにん、りすで、ほろが、大亂將に作らんとす。 すが故なり。奈何ぞ公卿、議に處り、禮典を文飾し、乃ちゅゑ いかん こうけい ぎ を れいてん ぶんしょく すなは を殺すに至りては、赦さざるは、以て王法の容れざる所と爲ころ いた ゆる ゆる もっ もうはふ い ところ な 『朝廷、斯の堂を建つるは、將に以て何を爲さんとするか \*2。

一浚儀の隱者なり。

果して何の爲めぞや。 學校は孝弟の義を申ぶる所以なり。 今、 母子の大倫を滅す。 則ち學校を建つるは

有司、 駿の官屬を收へ、之を誅せんと欲す。しゅん くれんぞく とら これ ちう ほつ 侍中傅祗・啓して日はじちらふしけい

 $\langle$ 

、用ひて青州の刺史と爲せり。駿の僚佐、 『昔、魯芝、曹爽の司馬たり、 關を斬りて聚に赴く。宣帝 悉 く罪を加る くは

ふべからず』

と。詔して、之を赦す。

侯と爲る。 王と爲す。 事を錄し、 邳王晃を尚書令と爲し、東安公繇を尚書左僕射と爲し、爵を進めてひゃうくやう しゃうしょれい な とうあんこうえう しゃうしょさぼくゃ な しゃく すす 撫軍大將軍と爲し、楚王瑋を衞將軍と爲し、北軍中候を領せしめ、 ぶぐんたいしゃうぐん な て そわう ね これじゃうぐん な ほくぐんちうこう りゃう 壬寅 \*2 、汝南王 亮 を 徴 して太宰と爲し、太保衞 瓘 と、皆、 尚 書のじんいん \*2 じよなんわうりゃう ちょう たいさい な たいはうゑいくわん みな しゃうしょ 楙は望の子なり。董猛を封じて武安侯と爲す。三兄、皆、 ぼう ばう こ とうまう ほう ぶあんこう な さんけい みな 政シュ を輔けしむ。秦王東を以て大將軍と爲し、東平王楙をとがなった。

侯たる者、千八十一人。御史中丞傅咸、亮に書を遺りて曰はく、こう もの せんはちじふいちにん ぎょし ちうじょうふかん りゃう しょ おく い 悦を衆心に取らんと欲し、楊駿を誅するの功を論じ、ょうこび しうしん と ほっ ゃうしゅん ちっ こう ろん 督 將 の

『今、封賞熏赫として、天地を震動す。 古より以來、未だいにしくいらいいま

<sup>#1</sup> 七十五卷魏の邵陵厲公嘉平元年に見ゆ。

<sup>2</sup> 元康元年三月十九日・壬寅は、二九一年五月四日

之有らざるなり。功無くして賞を獲るときは、則ち人、國これあ こうな しゃう う

禍 有るを樂しまざるは莫し。是れ禍原、窮り無きなりやがはひぁ たの な こ くわげん きはま な

。凡そ此を作す者は、東安公に由る。人謂へらく、 ぱょ これ な もの とうあんこう ょ ひとおも

『殿下旣に至らば、當に以て之を正す有るべし』でんかすで、いた。まさ、もつ、これ、ただ、あ

と。之を正すに道を以てせば、衆亦何ぞ怒らん。衆の怒る所

望を失はざるもの莫し』

と。亮頗る權埶を專らにす。咸復た諫めて曰はく、

之を維持し、大事に非ざるよりは、一に皆抑遣せよ。 比これ ゐ ぢ だいじ あら ちかごろ し、靜默して神を頤ふべし。大なる得失有るときは、乃ちせいもく \*2、旣に宜しく弭息すべし。又、夏侯長容は、功無き\*2、 サで、よろ びそく また かこうちゃうよう #3 こうな 『楊駿は、主を震ふの威有り、親戚に委任す。此れ天下の・やうしゅん しゅ ふる ねぁ しんせき ゐにん こ てんか 尊門に過るとき、冠蓋車馬、街衢に填塞せり。此の象習をんもん ょぎ くれんがいしゃば がいく てんそく こ きふしふ 暴に擢でられて少府と爲る。論者謂へらく、
にはか ぬきん せうふ な ろんしゃおも

「長容は、公の姻家なり。故に此に至れり」

ちゃうよう
こう いんか
ゆる ここ いた

<sup>-</sup> 亮が功を論じ賞を行ふこと、東安公の時に倍するをいふ。

衆人集合して相因りて至るなり。

夏侯駿、字は長容。

# と。四方に流聞するは、益を爲す所以に非ざるなり』

と。亮、皆、從はず。

繇を惡み、屢、之を太宰亮に讚して日はく、 密に・后を廢せんと謀る。賈氏、之を憚る。 楚王瑋・東安王繇と、並びに國政に預る。賈后、暴戾日々に 甚をわうね とうあんわうえう なら こくせい あづか かこう ぼうれいひび はなば 賈后の族兄車騎司馬模・從舅右衞將軍 郭彰・女弟の子賈論、かこう ぞくけいしゃき しばぼ じうきういうえいしゃうぐん #1 くわくしゃう ちょてい こ かひっ 繇の兄東武公澹、素より えう あにとうぶこうたん もと はなはだ し。

『繇専ら誅賞を行ひ、朝政を擅にせんと欲す』 ょうもつば ちうしゃう おこな てうせい ほしいまま

帶方 4 に徙す。 と。庚戌・3、習い して繇の官を免じ、又、悖言有るに坐し、 廢して

陵。 \*6 なりと雖も、而も學を好み、 ・機の弟雲・和郁及び滎陽の潘岳・淸河の崔基・勃海の歐陽建・蘭き おとうとうん わいくおよ けいやう #5 はんがく せいか さいき ぼつかい おうやうけん らん 是に於て、賈謐・郭彰、權執愈と盛に、賓客、ここ、おい かひつ くわくしゃう けんせいいよいよさかん ひんかく の繆徴 ・京兆の杜斌・摯虞・琅邪の諸葛詮・弘農の王粹・襄城、 けいてう とひん しぐ らうや しょかつせん こうのう わうする じやうじやう 喜みて士大夫を延く。 郭岭的 門に盈つ。諡、 ・石崇・陸機 騎舎しゃ

晉の文帝、中衞及び衞將軍を置く。武帝、 命を受け、分ちて左右衞將軍と爲す。

賈后の女弟賈午、韓壽に適き、謐を生む。賈充、後無し、 謐を以て後と爲す。

<sup>\*3</sup> 元康元年三月二十七日・庚戌は、二九一年五月十二日。

<sup>\*\*\*</sup> 郡の名。今の朝鮮の京畿道及び忠淸北道の地。

<sup>\*\*\*</sup> 武帝の泰始二年、河南を分ちて滎陽郡を置く。

是の年、東海を分ちて蘭陵郡を置く。

尤も謐に諂事し、每に謐及び廣城君郭槐の出づるを候ひ、皆、車もつと ひつ てんじ こつね ひつおよ くわうじゃうくんくわくくわい い 皆、謐に附く。號して二十四友と曰ふ。郁は嶠の弟なり。崇と岳と、

ないののののであった。

ないのののである。

ないのののである。

ないのののである。

ないのののである。

ないのののである。 路の左に降り、塵を望みて拜す。 ・頴川の陳珍・高陽 の許猛・彭城の劉訥・中山の劉輿・輿の弟琨、えいせん ちんしん かうやう きょまう はうじゃう りうとつ ちうざん りうょ ょ おとうとこん の杜育・南陽の鄒捷・齊國の左思・沛國の劉 瓖 といく なんやう すうせふ せいこく さし はいこく りうくわい ・周恢・安平の牽秀

人岐盛、皆、瑋に籠有り、瑋に勸めて、自ら賈后に昵ましむ。后、瑋じんきせい みな ゐ ちょうぁ ゐ すす みづか かこう しだし こう ゐ 遣りて諸王と與に國に之かしむ。瑋益、忿怨す。瑋の長 史公孫 宏・舎ゃ しょわう とも くに ゆ ぬますますぶんゑん ね ちゃうしこうそんくわう しゃ 覆を惡み、將に之を收へんとす。盛 乃ち 宏と謀り、積弩 將 軍李肇に因ぶく にく まさ これ とら せいすなは くわう はか せきどしゃうぐんりてう よ を留めて、太子少傅を領せしむ。盛素より楊駿に善し。衞瓘、其の反とと す。瑋怒る。楷、之を聞き、敢て拜せず。。亮復た瓘と謀り、瑋をぁいか かい これ き あく はい の 見りきりま くわん はか み 太宰亮・太保瓘、楚王瑋が剛愎にして殺を好むを以て、之を惡み、たいさいりゃう たいはりくわん そわうね がうふく さつ この もつ これ にく 矯りて瑋の命と稱し、亮・瓘を賈后に踏して云はく、 いつは ね めい しょう りゃう くわん かこう しん い

『將に廢立を謀らんとす』

ざるを患ふ。 后素より 瓘を怨み 、且つ、二公 政 を執り、己 專恣するを得こうもと くわん うら #4 か にこうまつりごと と おのれせんし え 夏六月。、后、帝をして手詔を作りて瑋に賜はしめて日はつろくぐわっょう。こうでいいしゅせうのつく ねのたま

武帝泰始二年、汝南を分ちて襄城郡を置く。

**<sup>\*\*</sup>** 泰始元年、河間の涿郡を分ちて高陽國を置く。

敢て中候の職を拜受せざる也。

<sup>\*</sup> 瓘が床を撫するの事を以てなり。八十卷武帝咸康四年に見ゆ。

元康元年六月は、 二九一年七月十四日から二九一年八月十一日まで。

『太宰・太保、伊霍の事を爲さんと欲す。王、宜しくたいさいたいはら、いくわくこと、ないほう、いくわく、こと、ないほう、よう、よう、よ みことのり

を宣べ、淮南・長沙・成都王をして諸宮門に屯せしめ、 亮の の れいなん ちゃうさ せいとわう しょきうもん とん りゃう

及び瓘の官を免ずべし』

と。 夜、 黄門日はく、 黄門をして齎して以て瑋に授けしむ。 くれうもん もたら もっ ね さづ 瑋,ぁ 覆奏せんと欲す。

『事恐らくは漏泄せん。密詔の本意に非ざるなり』

<u>ک</u> 。 た。詔し と矯り、三十六軍を召し、告げて以はく、タ゚ いつは こさんじふろくぐん #2 め っ ぃ を勒し、 復ま

順を助けて逆を討て』 。其の・外營に在るは、 を都督す。 諸 『二公潛に不軌を圖る。吾、今、詔・にこうひそか ふき はか われ いま みことのり の・直衞に在る者は、皆、嚴に警備を加へよっ
ちょくゑい
ぁ
もの
みな
げん
けいび
くは 便ち相帥ゐて、徑に行府に詣り、 を受け、中外の諸軍り、ういたりではいることが

を罷遣す、 ٤ 又た 詔と矯り、売・瓘の官屬は、一に問ふ所無く、皆、之<sup>みことのり いつは りゃう くわん くわんぞく いつ と ところな みな これ</sup>

著しる 詔を奉ぜずんば、便ち軍法をもて事に從はん』をとのり ほう

と。 公孫宏・李肇を遣はし、兵を以て亮の府を圍ましめ、侍中淸河王こうそんくわう りてう っか へい ね りゃう ふ かこ

瑋が掌る所の北軍なり。

晉の洛城の內外の三十六軍。

遐をして瓘を收へしむ。 亮の帳下督 李龍日はくか くわん とら りゃう ちゃうかとく #1 りりょうい

亮聽かず。 俄にして兵、牆に登りて大呼す。 亮 驚きて曰はく、 りゃうき にはか へい しゃう のぼ たいこ りゃうおどろ い

『吾、貳心無し。何が故に此に至れる。詔書、其れ見る可き ゎれ にしんな なに ゅゑ ここ いた せうしょ そ み べ

か

と。宏等許さず、兵を趣して之を攻めしむ。長史劉準、亮に謂つてくれうらゆる(い)うなが、これ、せい、ちゃうしりうじゅん、りゃう)い

日はく、

『此を觀るに、必ず是れ姦謀ならん。府中の俊乂、林の如

し。猶ほ力戰す可し」なりよくせんで

と。又、聽かず。遂に肇に執へらる。歎じて曰はく、

『我の赤心、破りて天下に示す可きなり』

と。世子矩と俱に死す。

衛瓘の左右も亦、遐が 詔 を矯むるを疑ひ、
ゑいくわん さいう また か みことのり た ったが

『請ふ之を拒がん。自ら表して報を得るを須ちて、戮に就くここれ、ませ、 みずか へう しょう う ま りく っ

とも未だ晩からじ』

ک 瓘聽かず。初め瓘、司空 たりしとき、 帳下督榮晦、 罪有り

<sup>\*</sup> 武帝の太康三年、瓘、司空と爲り、永熙元年、免ず。

及び子孫共に九人を殺す。遐、禁ずる能はず。 、之を斥け遣る。是に至りて、晦、遐に從つて瓘を收へ、輒ち瓘

岐盛、瑋に說く、

『宜しく兵埶に因り、遂に賈・郭を誅し、以て王室を正し、ょう へいせい ょ っひ か くわく ちう もつ わうしつ ただ

天下を安んずべし』

て賈后に說かしめて曰はく、 ・猶豫して未だ決せず。會、天明く。太子少傅張華、董猛をしいうよりは、は、はついる。たまたまでんあり、たいしせうふちゃうくわ、とうまう

之を誅すべし』 。人主何を以てか 自ら安んぜん。宜しく瑋の專殺の罪を以て
じんじゆなに もつ みづか やす よろ ね せんさつ つみ もつ 『楚王旣に二公を誅せり。則ち天下の威權。盡く之に歸せんをわらすで にこう ちう すなは てんか あけんことごと これ き

、殿中将軍王宮を遣はし、騶虞幡 \*1 \*2 を齎し、出でて衆を 麾 きてではらうしゃうぐんわうきう っか すうぐ はん #1 \*2 もたら い しう さしまね 內外擾亂し、朝廷恟懼し、出づる所を知らず。張華、帝に白しないぐわいぜうらん てっていきょうく い ところ し ちゃうくわ てい まを

『楚王、 詔 を矯む。聽く勿かれ』

と曰はしむ。衆、皆、 仗を釋てて走る。瑋の左右、復た一人無く、いい しょうみな ちゃう すいはし あいさいう まいちにんな

を督す。騶虞は仁獸なり、故に以て兵を解く。 幡の名。晉の制、白虎幡・騶虞幡あり。白虎は威猛にして殺を主る、故に以て戰

<sup>「</sup>晋陽秋伝:【考察】晋朝の騶虞幡、白虎幡」というブログ記事も面白い

る。瑋、懷中の青紙詔を出し、涕を流して以て監刑尚書劉頌に示しる。瑋、懷中の青紙詔を出し、涕を流して以て監刑尚書劉頌に示し して・爲す所を知らず。遂に之を執へ、廷尉に下す。乙丑・、之を斬

て日はく、

如きか』

と。公孫宏・岐盛、竝に三族を夷げらる。

瑋が兵を起すや、隴西王泰 、兵を嚴し、將に瑋を助けんとす。祭 へい おこ りょうせいわうたい #2 へい げん まさ ね たす さい

酒丁綏諫めて曰はく、

『公は宰相 たり。輕さしく動く可からず。且つ夜中倉猝こう きいしゃう たり かっからがろ うご べ

なり。宜しく人を遣はして參審定問 せしむべし』

と。泰乃ち止む。

衞瓘の女、國臣に書を與へて曰はく、 ゑいくわん ぢょ こくしん しょ あた い

『先公の名論未だ類れず。每に怪しむ、一國、蔑然として・せんこう めいしいま あらは つね あや いつこく べつぜん

<sup>\*</sup> 元康元年六月十三日・乙丑は、二九一年七月二十六日。

宣帝の弟の子。

泰、時に司空たり。晉の公府には西東閣祭酒あり。

番に實情を探る也。

言ふもの無きを。春秋の失 其の咎安にか在る』 ょ な はんじょ しっぱ そ とがいづく あ

ڮ 言して日はく、 是に於て、太保の主簿劉繇等、 黄幡を執り、登聞鼓 を撾ち、

『初め 詔 を矯むる者至るや、公(詔シテ當ニ官ヲ免スベキヲはじ みことのり た ものいた こう

承リ)即ち章綬を奉送し、 (兵杖有リト雖モ、一刃ヲ施サズ)單

車にして命に從へり。矯詔の文の如き、唯だ公の官を免ずしゃ めい したが けうせう ぶん ごと た こう くわん めん るのみ。而るに故の給使榮晦、輒ち公父子及び孫を收へ、

一時に斬戮せり。乞ふ情僞を驗盡し、加ふるに明刑を以てせいちじ、ざんりく

### んことを』

کی 成と曰ひ、瓘を封じて蘭陵郡公と爲し、諡して成と曰ふ。
せい い くわん ほう らんりょうぐんこう な おくりな せい い 乃ち 詔 して、榮晦を族誅し、亮の爵位を追復し、 諡 して文すなは みことのり こくいくわい ぞくちう りゃう しゃく ね つみふく おくりな ぶん

逼るの嫌無く・而して儒雅にして籌略有り・衆望の依る所と爲るをせま、 うたがひな しか じゅが ちうりゃくぁ しうぼう ょ ところ な 侍と爲し、侍中を加ふ。賈謐、后と謀り、 張 華が庶姓 にして・上に 是に於て、賈后、朝を專らにし、親黨に委任す。賈模を以て散騎常 疑うて未だ決せず。以て

爲すなりと。君弑せられて、臣、賊を討たざるは、臣に非ざるなり。子、 は、子に非ざるなり。 春秋公羊傳に曰はく、春秋に、君弑せられて、賊を討たざるは、以て臣子無しと 讎を復せざる

りて此の鼓を撃ち、以て上聞に達する也。 大寝の門外に建てたる鼓にして、窮寃して職を失へる者、 又は變事を上る者來

同姓に非ざる也

裴頠に問ふ #1。 **顔**き 之を贊成す。 乃ち華を以て侍中・中書監と爲し、

顔を侍中と爲し、又、安南將軍裴楷を以て中書令と爲し、侍中を加へ、 \*\* いちう な \*\* また あんなんしゃうぐんはいかい もっ ちうしよれい な じちう くは

右僕射王戎と、並びに機要を掌らしむ。華、忠を帝室に盡し、遣闕をいうぼくゃゎうじう なら きえう つかさど くわ ちう ていしつ っく あけつ

彌縫す。賈后、 凶 險なりと 雖 も、猶ほ華を敬 重 するを知る。賈模、華びほう かこう きょうけん いくど な くわ けいちょう

・顔と、心を同じくして政が を輔く。故に數年の間、闇主上に在りとと、たす、 ゆゑ すうねん あひだ あんしゅかみ ぁ

秋七月、荆・揚の十郡を分ちて江州と爲す。

八月辛未 \* 4 隴西王泰の世子越を立てて東海王と爲す。りょうせいわうたい せいし ゑっ た とうかいわう な

九月甲午\*5、秦の獻王柬・薨ず。

辛んだら \* 征西大將軍梁王肜を徴 して衛将軍と爲し、 尚書の事をしゃうしょ

録せしむ。

\*\* | 廣城君郭槐は、頠の從母なり。故に賈氏、頠を親信す。

元康元年七月は、二九一年八月十二日から二九一年九月十一日まで。

\*\*\* 是の時、江水の名に因りて江州を置く。

\*4 元康元年八月二十日・辛未は、二九一年九月三十日

\*5 元康元年九月十四日・甲午は、二九一年十月二十三日。

\*\* 元康元年九月二十一日・辛丑は、二九一年十月三十日。

### 二九二年・壬子

うて之を殯す。仍ほ 諸 の厭劾 ・符書・藥物等を 施す。 ・ これ ひん ・ な もろもろ えふがい #2 ・ ふしょ ゃくぶつとう ほどこ す。賈后、太后・靈有り・或は寃を先帝に訴へんことを恐れ、乃ち覆がこう たいこう れいあ あるひ ゑん せんてい うつた おそ すなは おほ ほ侍御十餘人有り。 賈后、 二年、春二月己酉\*1、故の楊太后、金墉城に卒す。是の時、太后尚にねん はるにぐわつきいう\*1、もと やうたいこう きんようじゃう しゅつ こ とき たいこうな 悉く之を奪ふ。膳を絕つこと八日にして卒

秋八月壬子 、天下に赦す。

### 二九三年・癸丑

三年、夏六月 、弘農、雹雨る、深さ三尺。

鮮卑の宇文莫槐、其の下に殺さる。 弟 普撥立つ。

拓拔綽・卒す。子・弗立つ。たくばつしゃく しゅっ こ \*5 ふった

<sup>\*\*</sup> 元康二年二月一日・己酉は、二九二年三月六日。

鬼を伏治するまじなひ。

<sup>\*3</sup> 元康二年八月七日・壬子は、二九二年九月五日。

月の後に閏二月が入る。 \*4 元康三年六月は、二九三年七月二十一日から八月十八日まで。 なおこの年は、二

兄弟の子?

### 二九四年・甲寅

四年、春正月丁酉\*1、安昌の元公石鑒・薨ず。ょねん はるしゃうぐわつていいう\*1 あんしゃう げんこうせきかん こう

\*3、郝散、衆を帥ゐて降る。 夏五月 、匈奴の郝散・反し、上黨を攻め、長吏を殺す。秋八月なつごぐわつ\*2 きょうど かくさん はん じゃうたう せ ちゃうり ころ あきはちぐわつ 馮翊都尉、之を殺す。

是の歲、大に饑う。

隷校尉と爲るや、上言す、れいかうるないと言す、 司隷校尉傅咸・卒す。咸、しれいかうる ふかん しゅつ かん 性剛簡にして、風格峻整なり。 初めて司し

『貨賂流行す。宜しく深く絕つべき所なり』

ک 免ず。京師・ 肅然たり。 めん けいし しゅくぜん 時に朝政寛弛し、權豪放恣なり。咸・奏して河南の尹澹等の官をとき、てうせいくわんし、はんがうはうし、かん、そう、、かなん、ぬんたんら、くわん

慕容廆徙りて大棘城 に居る。 ぽょうくわいうつ たいきょくじゃう を

拓拔弗・卒す。叔父祿官立つ。たくばつふっ しゅく ふろくくわんた

1元康四年正月一日・丁酉は、二九四年二月十二日。|

<sup>\*3</sup> 元康四年八月は、二九四年九月七日から二九四年十月六日まで。 \*2 元康四年五月は、二九四年六月十一日から二九四年七月九日まで。 今の奉天省遼瀋道義縣に在り。廆、 徒河の青山より大棘城に徙る。

### 一九五年・乙卯

五年、夏六月 \*1、東海、雹雨る。深さ五寸。

荆・揚・兗・豫・靑・徐の六州、大水あり。

は、
やう
、えん
、
は、
じよ

ろくしう

たいする

二月丙戌\*3、 冬十月\*2、 武庫火あり。累代の寶及び二百萬人の器械を焚く。ぶこひ、るみだい、たからおよ、にひやくまんにん、きかい、や 新に武庫を作り、大に兵器を調す。

桓恕 與に、往きて拓跋氏に依り、猗衐・猗盧に說き、晉人を招納せしむ。とも、ゆいたはでしていないないと、しんびと、せらなふ 短、之を 悅 び、任ずるに國事を以てす。晉人の附く者 稍 く衆し。 た これ ょろこ にん こくじ もっ しんびと っ ものやうや おほ の弟猗盧をして之を統べしむ。猗盧善く兵を用ひ、西のかた匈奴・鳥ょとうといろ これ す いろょ へい もち にし きょうど う 子猗衐をして之を統べしむ。一は定襄の盛樂の故城に居り、猗衐にいた。これがあり、行行では、まではできませいらく集られていできません。 に居り、自ら之を統ぶ。一は代郡の參合陂 の北に居り、兄沙漠汗の を str ch t いち だいぐん さんがふひ #5 きた を あにさばくかん 拓拔祿官、其の國を分ちて三部と爲す。一は上谷の北・濡 郷の西たくばつろくくわん そ くに わか さんぶ な いち じゃうこく きた だん げん にし の諸部を撃ち、皆、之を破る。代の人衞操、從子雄及び同郡の箕澹としょぶ、う、みな、これ、やぶ、だい、ひとゑいさう、じうしゅらおよ、どうぐん、きたん

\*3 元康五年十二月一日丙戌は、二九六年一月二十二日。

元康五年六月は、二九五年六月三十日から二九五年七月二十八日まで。

元康五年十月は、二九五年十月二十六日から二九五年十一月二十三日まで。

<sup>、</sup>この直後に閏十月が入る。

<sup>\*4</sup> 水の名、今の直隷省保定道漆水縣の西北の檀水なり。

<sup>\*\*\*</sup>うの山西省雁門道高陽縣の北に在り。

で今の內蒙古綏遠道和林格爾縣の地。

### 一九六年・丙辰

六年、春正月\*1、天下に赦す。

下邳の獻王晃がひいはんからくわら ・薨ず。 中書監張華を以て司空と爲し、太尉隴西王泰
ちうしよかんちゃうくわ もつ しくう な たい ぬ りょうせいわうたい

をして、 尚書令(ノ事)を行はしめ、徙して高密王に封ず。しゃうしょれい おこな うっ かうみつわう ほう

夏なっ 郝散の弟度元、馮翊・北地の馬蘭羌・かくさん おとうとどげん ひょうよく ほくち ばらんきゃう ・盧水胡 #3 と倶に反し

、北地の太守張損を殺し、馮翊の太守歐陽建を敗る。 ほくち たいしゅちゃうそん ころ ひょうよく たいしゅおうゃうけん ゃぶ

征西大將軍趙王倫、嬖人琅邪の孫秀を信用し、雍州の刺史濟南の解系せいせいたいしゃうぐんてうわうりん へいじんらうゃ そんしう しんよう ようしう ししせいなん かいけい

۲, 形を以て征西大將軍と爲し、雍涼二州の諸軍事を都督せしむ。系、其ゅう もっ せいせいたいしゃうぐん な ようりゃうにしう しょぐんじ ととく 倫が關右を撓亂 せるを以て、倫を徴して車騎將軍と爲し、タメ゚ <キホムいダ カウタムル#4 軍事を爭ひ、更に相表奏す。 歐陽建も亦、倫の罪惡を表す。 朝でいてい 梁 王

0) 一弟 御史中丞結と、皆、表して・秀を誅して以て氐羌に謝せんと請ぉとらとぎょし ちらじょうけつ しゅ みな へう

ર્ફ્ટ 之が爲めに肜に說きて曰はく、 張華以て梁王肜に告げ、之を誅せしむ。形・許諾す。秀の友人辛

ちゃうくわもつ りゃうわうゆう つ これ ちう

元康六年正月は、二九六年二月二十一日から二九六年三月二十日まで。

し馮翊・北地二郡の界に屬せしなり。 北地に馬蘭山あり、羌、其の中に居る。因つて種落の名と爲す。馬蘭山は時に蓋 今の陝西省關中道白水縣の西北に在り。

擾亂する也。

# 『氏羌自ら反す。秀の罪に非ず』

め、又、尚書令を求む。張華・裴頠、 と。秀、是に由りて、 免るるを得たり。倫、 ・秀、是に由りて之を怨む。 深く賈郭に交はる。賈后大に之を愛信す。倫因つて錄尚書事を求ふか かくわく まじ かこうおほい これ あいしん りんよ ろくしやうしょじ もと 固く執りて以て不可と爲す。倫かた と もつ ふか な りん 洛陽に至り、秀の計を用ひらくやうした。したしらいけいしま

俱に安西將軍夏侯駿に隷し、以て齊萬年を討たしむ。中書令陳準、朝とも あんせいしゃうぐんか こうしゅん れい もつ せいまんねん う 一月 \*3 みことのり て・權戚を避けず。梁王肜・嘗て法に違ふ。處、之を按劾せり。冬十のはんせき、さい、りゃうわうゆう、かつ、はふ、たが、こしよ、これ、あんがい、 ふゆじふ の帥齊萬年を立てて帝と爲し、涇陽 を圍む。御史中丞 周處、彈劾しすぬせいまんねん た てい な けいやう #2 かこ ぎょしょうじょうしうしょ だんがい 秋八月 、解系、郝度元に敗らる。秦・雍の氏羌、 悉 く反し、氏

settsでわっ \*1 かいけい かくどげん やぶ しん よう ていきゃう ことごと はん てい して、處を以て建威將軍と爲し、振威將軍盧播と、

に言つて日はく、

必ず能く寇を殄たん。然らずんば、 忠直勇果なれども、仇有り援け無し。宜しく積弩将軍孟觀 ちうちょくゆうくわ 進みては名を求めず、退きては罪を畏れず。

はりぞ
いるのでは
これのできる。 『駿 及び梁王は、皆、貴戚にして、將帥の才に非ず、しゅん #4 およ りゃうわう みな きせき しゃうする さい あら で記さとのり して、精兵萬人を以て、處の前鋒と爲らしむべし。
り せいへいまんにん ゐ しょ ぜんぽう な 梁王當に處をして先驅 せんく 周處は吳の人、 しうしよ ご ひと

元康六年八月は、二九六年九月十四日から二九六年十月十三日まで。

<sup>|</sup> 故城は今の甘肅省涇原道平涼縣に在り。

元康六年十一月は、二九六年十二月十二日から二九七年一月十日まで。

景懷皇后は夏侯氏なり。故に駿は外戚たり。

と必せり』 せしめ、救はざるを以てして之を陷るべし。其の敗れんこまった。またいまである。

と。朝廷從はず。齊萬年、處來ると聞きて曰はく、

此れ禽と成らんのみ』 斷して來らば、當る可からざるなり。 だん きた なん べ 『周府君、嘗て新平 の太守と爲り、文武の才有り、若し專しうふくん かつ しんべい #1 たいしゅ な ぶんぶ さいあ も せん 或は制を人に受けば、

೬

關中、饑疫す。

略陽より、部落四千家を帥ゐ、還りて仇池を保ち、自ら輔國將軍・右りやくやう 十六 囘 して上る。其の孫千萬に至りて魏に附く。封じて 百 頃王と爲すじふろくくわい のぼ そ まごせんまん いた ぎ っ ほう ひゃくけいわう な 其の旁の平地二十餘里、四面斗絕して高く、そ、かたはら、へいちにじふょり、 しめんとぜつ たか の甥令狐茂搜を以て子と爲す。茂搜、齊萬年の亂を避け、十二月\*・、せいれいこぼうしう もつ こ な ぼうしう せいまんねん らん さ じふにぐわっ 千萬の孫飛龍、浸く彊盛にして、徙りて略陽に居る。飛龍、其せんまん まごひりょう ゃうや きゃうせい 初め略陽 の清水氏楊駒、始めて仇池 に居る。仇池は方百頃、は りゃくやう #2 せいすぬていやうく はじ きうち を きうち はうひゃくけい 羊腸蟠道 を爲し、三 ゃうちゃうはんだう #4

省關中道邠縣の地。 #1 漢の獻帝の興平元年、安定の鶉觚・右扶風の漆を分ちて新平郡を置く。 今の陝西

故城は今の甘肅省渭川道秦安縣の東北に在り。

縣の西に在り。 #3 山の名、本の名は仇維。 其の上に池あり、故に仇池と曰ふ。 今の甘粛省渭川道成

一一險峻にして屈曲したる道。

元康六年十二月は、二九七年一月十一日から二九七年二月八日まで。

賢王と號す。 納す。 去らんと欲する者は、衞護して之を資送す。 關中の人士、亂を避くる者、多く之に依る。茂搜、

を發し、雍州を助けて氐羌を討たしむ。
はつ ようしう たす ていきゃう う 是の歳、揚烈將軍巴西の趙廞を以て益州の刺史と爲し、ことし、やうれつしゃうぐんはせい てうきん もつ えきしう しし な 梁 益の兵糧 りゃうえき へいりゃう

### 二九七年・丁巳

夏侯駿、周處をして五千の兵を以て之を撃たしむ。處曰はく、かこうしゅん しうしょ ごせん へい ね これ う 七年、春正月 、齊萬年、梁山 に屯す。衆七萬有り。 梁王肜

『軍に後繼無くんば、必ず敗れん。徒に身を亡ぼすのみなら

ず、國の爲めに恥を取らん』

ځ 救兵至らず。左右、處に勸めて退かしむ。處、劒を按じて曰はく、 きっくいいた きいう しょ すす しりぞ しょ けん あん い に、萬年を六陌 に攻む。處の軍士未だ食はず。形、またねん りくはく #4 せ しょ ぐんしいま くら ゆう 形・駿、聽かず、逼りて之を遣る。癸丑\*3、處、ゅう しゅん き まっとま これ ゃ きちう しょ 促して・速か 盧播・解系と與 なは かいけい とも

<sup>。</sup> 元康七年正月は、二九七年二月九日から二九七年三月十日まで。

<sup>\*\*\*</sup> 今の陝西省關中道乾縣の西北に在り。

<sup>&</sup>quot; 元康七年正月四日・癸丑は、二九七年二月十二日。

馬嵬山の西に在り、今の陝西省關中道乾縣の東に在り。

### 『是れ吾が節を効し命を致すの日なり』 これまでいたのいたの日なり』

能はざるなり。 遂に力戰して死す。朝廷、以て形を尤むと雖も、 而も亦、 罪する

人が種を得んことを恐れ、常に其の核を鑽つ。凡そ賞 拔する 所、ひと たね え しゃうばつ ところ 執り、 晝夜 會 計し、常に・足らざるが若し。家に好李有り、之を賣る。と ちうゃくわいけい っね た 遊放す。性復た貪吝にして、園田、天下に編く、每に自ら牙籌をいうはう せいま たんりん ゑんでん てんか あまね つね みづか がちう #5 虚名を事とす。阮咸の子瞻、嘗て戎に見ゆ。戎問うて曰はく、きょめい、こと げんかん こせん かっ じう まみ じうと 司徒と爲し、太子太師何劭を尚書左僕射と爲す。戎、三公と爲り、時としと な たいしたいし かせう しゃうしょさぼくや な じう さんこう な とき 丁丑\*2、京陵の元公王渾・薨ず。九月\*3、ていちう \*2 けいりょう げんこうわうこん こう くぐわっ 尚書右僕射王戎を以てしゃうしょいうぼくゃれうじう もっ

『聖人は名教を貴び、 老莊は自然を明かにす。其の旨同じらうさう しぜん あきら

きか異なるか』

と。瞻日はく、

元康七年七月は、二九七年八月五日から二九七年九月三日まで。

\* 元康七年八月一日・丁丑は、二九七年九月四日。

元康七年九月は、二九七年十月三日から二九七年十一 月一日まで。

同僚の官。

象牙にて造りたるかずとり。計算に用ふる具。

## 『將た同じき無からんや』

#1 と謂ふ。 と。戎、咨嗟すること良久しく、遂に之を辟す。時の人、之を三語の掾と。戎、咨嗟すること良久しく、遂に之を辟す。時の人、之を三語の掾

之を慕效す。衍、弟澄と、好みて人物を題品す、舉世、以て儀準とこれ ぼかう えん おとうとちょう この じんぶつ だいひん きょせい もつ ぎじゅん 爲す。衍は神情明秀なり。少時、山濤、之を見、嗟歎すること良久しく
な えん しんじゃうめいしう せうじ さんたう これ み さたん ややひさ を善くし、心を事外に宅き、名、當世に重し。朝野の人、ょころ じぐわい お な たうせい おも てうや ひと して曰はく、 是の時、 時、 王衍、尚書令たり、南陽の樂廣、河南の尹たり、皆、淸談やうえん しゃうしょれい なんやう がくくわう かなん ゐん みな せいだん ・ 新 う て

を誤らん者は、 『何物の老嫗か、寧馨兒 を生める。然れども天下の蒼生 未だ必ずしも此の人に非ずんばあらざるないまかなら

ځ 以て理を析ち、人の心に厭かしむ。而して其の知らざる所は、默如たき。 り わか ひと こころ ぁ 所は、言はずして自ら見はる。王澄及び阮咸・咸の從子脩・泰山とえ い おのづか きら わうちょうおよ げんかん かん じうししう たいざん 樂廣は性冲約にして、物と・競ふ無し。談論する每に、約言をがくくわう せいちうやく

居く也。「無」 同」と答へしにより官を得たれば三語の掾と云ふなり。

<sup>#3</sup> 此の如き兒。

簡短なる言。

酣飲す。其の子謙之 闚ひ、而して聲を厲まして其の父 の字を呼びかんいん そ こけんしょうかが しか こゑ はげ そ ちち あぎな よ 胡母輔之・陳國の謝鯤・城陽の王三 ・新蔡の畢卓、皆、こぼほし ちんこく しゃこん じゃうゃう わうじん #1 しんきい ひったく みな て達と爲し、醉狂裸體にして以て非と爲さざるに至る。胡母輔之、
たつ な はるきゃう らたい もっ ひ な 任 放 \*2 嘗っ て を 以<sup>き</sup>っ

『彦國、年老いては、爾るを爲すを得ず』

て日はく、

部なり。 #4 含の郎、 飲む。掌酒者の縛する所と爲る。 輔之、歡笑し、呼び入れて共に飲む。畢卓、嘗て吏部郎と爲る。比明し、くれんせう ょいい とも の ひつたく かつ りょらう な ひ 樂廣、聞きて之を笑つて曰はく、
がくくわう き これ わら い 醸熟す。卓、醉に因りて、夜、甕間に至り、盗みて之をじゃうじゅく たく ゑひ ょ よる をうかん いた ぬす これ 明旦、之を視れば、乃ち畢吏みゃうたんこれみすなはなつり

『名教の内に、 自ら樂地有り。 何ぞ必ずしも乃ち爾せんなんかならります。

\_

ک 6 °

初じ め、 何晏等、老莊を祖述して論を立て、以爲へらく、かあんら、らうさう そじゅつ ろん た おも

『天地萬物は、皆、 無を以て本と爲す。 無なる者は、物を開せるのである。

晉書には王尼に作る。

<sup>#4</sup> 任は物の自然に任す也。放は其の心を縱にして制せざる也。

即ち輔之なり。

近き也。

酒の事を掌る人なり。

晉書樂廣傳に據るに、 廣の此の言は、 裸體の者の爲めに發す。 卓と相關せざるな

き務を成し、往くとして存せざる無き者なり。陰陽、恃みてっとめなり。 以て化生し、賢者、恃みて以て德を成す。故に無の・用たるもっ くわせい けんしゃ たの もっとく な ゆる む よう

、爵無くして而も貴し』

を以て美と爲し、職業を弛廢す。裴頠、崇有論を著し、以て其の蔽をもっびないないよくげふいしはいき、しらいうろん あらは しもつ そ へい と。王衍の徒、皆、之を愛重す。是に由りて、朝廷の士大夫、皆、浮誕わらえんと、みな、これ、あいちよう、これ、よ、てうてい、したいふ、みな、ふたん 釋きて日はく、

列ね、盛んに空無の美を陳ぶ。形器の累は徴 有り、空っら きか くうむ び の けいき わづらひ ちょう ま を薄んじ、功利の用を賤しみ、浮游の業を高しとし、 と。一唱百和し、往きて・反らず。遂に世を綜ぶるの務。。一唱百和し、往きて・反らず。遂に世を綜ぶるの務。 す。因って謂へらく、虚無の理は、誠・に蓋ふ可からず\*\*。 ょ \*\*\* の心に異なる者有りと雖も、辭、濟すを獲ず、習ふ所に屈 はすに足る。衆聽、焉に眩ひ、其の成說に溺る。頗る・此 無の義は檢し難し。辯巧の文は悅ぶ可く、似象の言は惑むです。けんがた、べんから、ぶん、よろこ、べしてしやら舞りには、ませ るなり。蓋し高談の具を飾爲する者有り、深く有形の累、 なり。事務は節す可けれども、而も未だ全く無くす可からざい ひょいせつ べ 『夫れ利欲は損す可けれども、而も未だ有を絶つ可からざるモー りょく そん べ

證驗なり。

似て非なるをいふなり。

遂に習俗と爲れる虚無の說に屈せらるるを言ふ。 其の意を通ずるを得ざるなり。 有を崇ぶ者、 其の意を通ずることを得ず

。既に有るの衆を治むるは、無爲の能く脩むる所に非ざるなすで、ぁ・しょ。 きさ に生ずと雖も、然れども(既二)生ずるや有を以て己が分にやう。 いくど しか しゃう しゃう もつ おのれ ぶん無きに至り、士行又虧けたり。夫れ萬物の・形有る者は、無な いた しかうまたか モ ばんぶつ かたちぁ もの む 賤の級 を混す。 甚だしき者は、裸裎 褻慢至らざる 所せん きふ みだ はなは もの らてい #6 せつまんいた ところ と爲す。則ち無は是れ有の遺つる。所なり。故に旣にょ。 #7。 サネムは むここ いう す とろ いる ゆる すで 禮に悖り、容止の表 を忽せにし、長幼の序を瀆し、貴れい もと ょうし へう #4 ゅるが ちゃうえう じょ けが き 彌、以て陵遲す。 放なる者は斯れに因り、或は吉凶のいよいよもつ りょうち ほしいまま もの こ ょ あるひ きつきょう に職とする所を親しまざる、之を雅遠と謂ひ、身を奉ずるしよく 贊す。言を立つるに虚無に藉る、之を玄妙と謂ひ、 官 に處る<sup>さん げん た</sup> きょむ ょ これ げんめう い くわん を 是に於て、文なる者は其の辭を衍べ、訥なる者は其の旨をここがい、ぶんであり、そのじ、の、#2、とうでもの、そ、むね に其の廉操を散ずる、之を曠達と謂ふ。故に砥礪の風、 \*1 の賢を卑しとす。人情の徇ふ所、名利、之に從ふ。\*1 けん ひく 心は事に非ざるなり。 而も事を制するは必ず心に由るしか こと せい かなら こころ ょ

一經世の實用あるなり。

節を砥ぎ行を礪くをいふ。

儀表。

等級。混は混亂する也。

體を露はす也。

物の未だ生ぜざるときは、 有無未だ分れざれども、 旣に生ずるときは、 有にして

に非ず。

棄つる也。

。然して心を謂つて無と爲す可からざるなり。 匠 は器に非しか こころ い む な べ

ざるなり。而も器を制するは、必ず匠に須つ。然して匠を

謂つて有に非ずとす可からざるなり。是を以て、重淵 のい いう あら ベ

- 。高墉の禽 を隕すは、靜拱の能く捷つ所に非ざるなり
- 此に由りて觀れば、有を濟す者は皆有なり。虚無は奚ぞ已
  これ ょ み いう な もの みないう きょむ なん すで

に有るの羣生に益あらんや』 ぁ ぐんせい えき

と。然れども習俗已に成り、頠の論も、亦、救ふ能はざるなり。

拓跋猗包、漠を度りて北巡し、因つて西して諸國を略す。積むことたくばついた ばく わた ほくじゅん ょ にし しょこく りゃく

五歳、降附する者三十餘國。

### 二九八年・戊午

八年、春三月壬戌 、天下に赦す。はちねん はるさんぐわつじんじゅつ \*4、 てんか しゃ

六月がある。 \*4 元康八年三月十九日・壬戌は、 二九八年四月十七日。 なおこの年は六月の後に閏

<sup>#1</sup> 深淵なり。

魚類。

**<sup>\*\*</sup>** 高きかきねの上に居る鳥。

せしめ、 黨、多く之に附く。齊萬年が反するに及びて、關中荐に饑う。略陽・たら、おほ、これ、つ、 せいまんねん はん およ くわんちうしきり う りゃくゃう 民の賂を受け、表して言はく、 を得たり。 病窺乏する者有れば、特兄弟常に之を營護振救す。是に由りて、衆の心パいきうぽよ。 ものあ とくけいていつね これ えいご しんきう これ よ 天水の六郡の民、流移して穀に就き、漢川に入る者數萬家。道路に、疾てんすね ろくぐん たみ りうい こく つ かんせん い ものすうまんか だうろ しつ 其の孫特 ・ 庠・流、皆、材武有り、騎射を善くし、性任俠なり。州モ・まごとく #5 しゃう りう みな さいぶぁ きしゃ ょ せいにんけぶ しう 之に依る。魏の武帝、漢中に克つや \*3 \*4、李氏、五百餘家を將ゐて之これ ょ ぎ ゞてい かんちう か \*3 \*4、りし ごひゃくょか ひき これ 朝議許さず、侍御史李苾を遣はし、節を持して慰勞し、且つ之を監察てうぎゅる じぎょしりひつ つか せつ ち あらう か これ かんさつ (流民ヲシテ) 劒閣に入らしめざらんとす。苾、漢中に至り、流 りつ かんちう いた りつ 流民、漢中に至り、上書して・巴蜀に寄食せんことを求むりうみん かんちう いた じゃうしょ はしよく きしよく 漢中に在るや、寳の人李氏、かんちう あ そう ひとり し 巴西の宕渠 より、往きてはせい たうきょ #2

朝廷、之に從ふ。是に由りて、散じて梁・益に在り、てうてい、これ、したが、これ、よ 儲有り、人復た豐稔なり。 宜しく 食 に就かしむべし』 ちょぁ ひとま ほうじん よろ しよく っ 『流民十萬餘口、漢中一郡の能く振贍する所に非ず。 禁止す可か 蜀 に倉 さっ

元康八年九月は、二九八年十月二十二日から二九八年十一月二十日まで。

<sup>| |</sup> 縣の名。故城は今の四川省東川道渠縣の東北に在り。

魏の武帝、漢中に克つこと、六十八卷漢の獻帝建安二十年に見ゆ。

リンクしておいた。 「魏の武帝、漢中に克つこと」は六十七卷のことだと思われるので、

<sup>\*\*\*\*\*</sup> 李特の事、此に始まる

らず。李特、劒閣に至り、太息して曰はく、

『劉禪は、此の如きの地を有ちて、人に面縛せらる。豈に庸りらぜん かく ごと ち たも ひと めんぱく あ よう

才 # に非ずや」

と。聞く者、之を異とす。

張華・陳準、以へらく、趙王・梁王、相繼いで關中に在り、皆、ちゃうくや ちんじゅん ぉも てうわう りゃうわう あひっ くわんちう ぁ みな

雍容 驕貴 "にして、師老いて功無しと。 乃ち孟 觀を薦め、沈毅にょうよう #2 けうき #3

して文武の才用有りといひ、齊萬年を討たしむ。 觀 身づから矢石に當り ぶんぶ さいよう あ

、大に戰ふこと十數たび、皆、之を破る。

凡庸の才。

和緩自得の貌。

貴きを以て自ら驕る也。